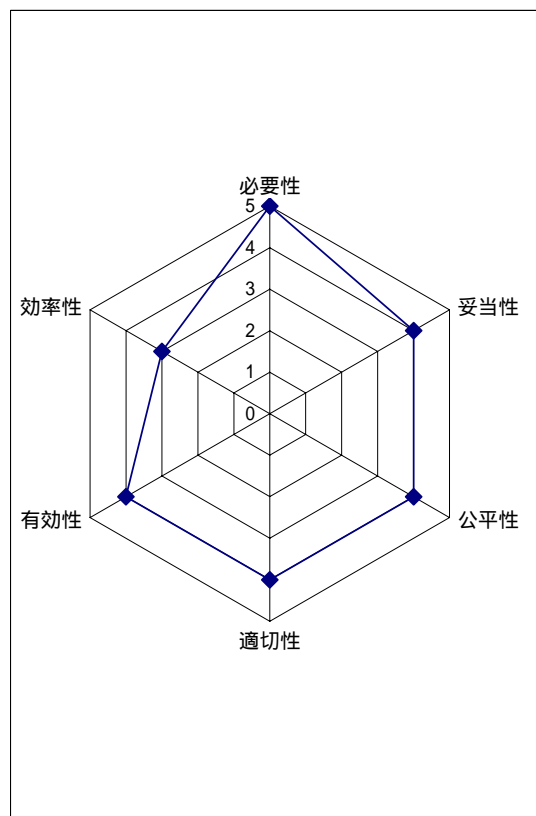


事務事業名	農業用河川工作物応急対策負担事業	担当部局	市長部局 産業経済部
基本目標	豊かな暮らしを育む活力ある産業づくり(産業)	担当課名	耕地課
施策体系	美しい田園を育む交流型農業の振興	担当係名	土地改良係
施策	農産物の安定した供給体制を充実する		

1. 事業内容

事業本来の目的と具体的内容	西仁連川の舞鶴堰と武井堰付近の下流エプロン及び堰左岸石積護岸が、基礎部の洗掘により崩壊又は亀裂が生じており、洪水時に非常に危険な状態にあるため防災上早急に整備補強する必要がある。		
事業の期間(開始/終了)	平成16年 4月 / 平成21年 3月		
根拠法令、条例、規則など	農業用河川工作物応急対策等事業実施要綱		
事業が対象としている人(モノ)	受益戸数	受益面積	
具体的な活動内容	舞鶴堰付近の現況調査・計画書を作成し、事業採択を取得する。		
	地元や県等の関係機関の調整および市負担金の事務事業をおこなう。		
事業の成果	舞鶴堰付近の調査計画を実施し、事業採択を取得した。		
	事業採択のための関係機関連絡会議を開催した。		
	江川土地改良区と小山市大谷東部土地改良区とで、農業用河川工作物応急対策事業江川地区実施協定書を締結した。		

2. 事業の評価



項目	説明
必要性	5 ますます必要性は高くなっている
	小山市との県境を流れる一級河川西仁連川の農業用堰については、大正13年に建設されたもので当市には6基の堰がある。これらの堰の老朽化が進み、大水等による侵食が激しく、石積護岸が崩壊又は亀裂が生じており、洪水時に非常に危険な状態にあるため防災上早急に整備補強する必要がある。
妥当性	4 法的な問題などがあり、行政が行うべき事業である
	農業用河川工作物応急対策事業については、防災事業であることから行政の関与が必須である。
公平性	4 目的とした対象者に対しては、概ね広く便益を提供している
	本事業の対象としている受益者に限られているが、その受益者に対しては公平に便益を提供している。
適切性	4 現在のやり方(手段)が一般的であり、特に問題はない
	農業用河川工作物応急対策等事業実施要綱・要領に基づき事業実施している。また、各関係機関との連絡・調整・協議を円滑に行っており、特に問題はない。
有効性	4 概ね目標水準に達している
	本年度予定していた舞鶴堰付近の計画調査が完了し事業採択を取得出来た。
効率性	3 どちらとも言えない
	コスト効率や、人員効率については特に変わりはない。

総合評価	本事業は洪水等による災害の未然防止を図るため、農業用河川工作物の構造が不適当又は不十分であるものについての整備補強である。県、土地改良区との連絡調整が必要であり、また、西仁連川の中心が県境ということもあり栃木県、小山市との調整も必要となる。当初計画では、舞鶴堰補修事業のみであったが、調査期間中に武井堰付近も危険な状態であることが判明し、関係機関協議の結果、同事業で進める事となった。この結果、武井堰について新たに調査・事業採択・工事を行う事になり、調査費・工事費共に割高となってしまった。このような事のないように、十分な打合せが必要である。
------	---

3. 今後の事業の方向性

所属長判断	事業の方向性判断	短期的方向	維持継続	中長期的方向	拡充(人・モノ・カネ等の拡充)
	説明	洪水等による災害の未然防止を図るため、農業用河川工作物の改修による整備補強は地域農業の安定に必要な不可欠である。			
決定権者判断	決定内容	維持継続			
	説明	地域農業の安定及び防災の観点からも必要性が高く、関係機関と調整しながら整備補強を図る。			